

健生食輸発0324第3号
令和8年3月24日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産オオバコエンドロのシアゾファミド、ジメトモルフ及びペルメトリン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年3月17日付け健生食輸発0317第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産オオバコエンドロのモニタリング検査において残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、ベトナム産オオバコエンドロのペルメトリンについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産オオバコエンドロのシアゾファミド及びジメトモルフについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するよう願います。

記

1. 別表第2への追加
 - ・ベトナム産オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシアゾファミド及びジメトモルフ
2. 別表第3への追加
 - ・ベトナム産オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシアゾファミド及びジメトモルフ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「LE THI TUYEN」であるものに限る。)
3. 別表第2から削除
 - ・ベトナム産オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン
4. 別表第3から削除
 - ・ベトナム産オオバコエンドロ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン

ン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FIAC INTERNATIONAL LOGISTICS JOINTSTOCK COMPANY」であるものに限る。）